

利用方法：出版用教材として複製
金額の単位：円

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

(別表)

No	題号	著者名	利用方法(複製・譲渡)		利用する教材		原文の利用			(a)もしくは2,000円のいずれか高い額	補償金の額(税込)
			利用する教材名	本体価格(税込)	利用する教材	使用料率	使用ページ/総ページ	使用料:(a)			
1	哲学書箱	中川信(翻訳)	はじめての共通テスト対策世界史B	1,400	12,500	2.5%	0.25/	280	390	2,000	2,160
2	ガリテ殿記	青山吉信(翻訳)	はじめての共通テスト対策世界史B	1,400	12,500	2.5%	0.50/	280	781	2,000	2,160
計										4,320	

○厚生労働省告示第五十号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和二年三月一日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇七十六 (略) 七十七 糞便微生物叢移植 Streptococcus difficile 関連下痢症・腸炎 七十八 周術期デュラルバルブ静脈内投与療法 肺尖部胸壁浸潤がん(化学放射線療法後のものであって、同側肺門リンパ節・縦隔リンパ節転移、同一肺葉内・同側の異なる肺葉内の肺内転移及び遠隔転移のないものに限る。)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇七十六 (略) (新設)

○農林水産省告示第三百九十四号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成二十八年九月二十三日農林水産省告示第八百二十七号(ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一 (略) 二 防除を行う期間 平成二十八年十月二十三日から令和八年三月三十一日まで 三・四 (略) 別表 北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里	一 (略) 二 防除を行う期間 平成二十八年十月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで 三・四 (略) 別表 北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉

○農林水産省告示第三百九十五号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十七条第二項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日農林水産省告示第六百八号(テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 (略) 二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から令和四年三月三十一日まで 三・四 (略)	一 (略) 二 防除を行う期間 平成三十年四月二十五日から平成三十二年三月三十一日まで 三・四 (略)